

札水装第 3493 号  
平成 28 年（2016 年）1 月 6 日

札幌市指定給水装置工事事業者様

札幌市水道局給水部  
配水担当部長

「障害者差別解消法」に基づく  
「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」の公表について（周知）

平素は、本市水道事業に格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」（平成 25 年法律第 65 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されますが、これに基づき、「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン～衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が平成 27 年 11 月 11 日付で厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

本指針は、同法第 11 条の規定に基づき、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、衛生分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方が示されたものであり、対象となる衛生事業には、水道事業者の指定を受けた給水装置工事事業者も含まれます。

指定給水装置工事事業者の皆さまには、本指針等を参考に、同法の理念を御理解いただくとともに、障がい者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 「障害者差別解消法」とは

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

2 「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」掲載ホームページ

<[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html)>

3 「障害者差別解消法」のポイント（別紙を参照のこと）

(1) 障がい者に対し、不当な差別的取扱いを禁止する

- サービスの利用を拒否すること
- サービスの利用にあたって、場所・時間帯などを制限すること
- サービスの利用に際し、障がいのない者には付さない条件を付すこと
- サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること

(2) 障がい者に対し、以下の例のような合理的配慮を行うよう努めなければならない

- 休憩時間等の調整など、基準・手順の柔軟な変更
- 段差にスロープを渡すなど、物理的環境への配慮
- 障がいに配慮した補助器具の導入やサービスの提供

以上

【担当 給水装置課給水技術係 Tel.211-7055】

# 障がいを理由とする不当な差別の取扱い及び合理的配慮の例

## 不當な差別的取扱いの例 このような取扱いを行つてはなりません。

### ○サービスの利用を拒否すること

- 人との体制、設備体制が整つており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障がい者、重度の障がい者、多動の障がい者の衛生サービスの利用を拒否すること
- 身体障がい者補助犬の同伴を拒否すること

### ○サービスの利用を制限すること（場所・時間等などの制限）

- 対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- 他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと
- サービスの利用に際し条件を付すこと（障がいのない者には付さない条件を付すこと）
- 保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること
- サービスの利用にあたって、他の利用者と異なる手順を課すこと（他の利用者の同意を求めるなど）

### ○サービスの利用・提供にあたって、他の者は異なる取扱いをすること

- 行事、賛成等への参加を制限すること
- 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること

## 合理的配慮の例

可能な範囲で、このような取組みの実施に努めてください。

### ○基準・手順の柔軟な変更

- 障がいの特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること

### ○物理的環境への配慮

- 施設内の段差にスロープを渡すこと
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること
- 場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮をするこ

### ○補助器具・サービスの提供

- <情報提供・利用手続きについての配慮や工夫>
- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したもの）を含む
- 提供
  - 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと
  - 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
  - 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと
- <建物や設備についての配慮や工夫>
- 電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手すりの設置、音声ガイドの設置を行うこと
- 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配食を工夫すること
- トイレなど各場所ごとの種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること

### <従業員などのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>

- 館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること
- 必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること
- 口話が読めるようマスクを外して話をすること
- ICT（コンピューター等の情報通信技術）を活用したコミュニケーション機器（データを点字に変換して表示する、音声を文字変換する、表示された絵などを選択することができる機器など）を設置すること

※ここに挙げた例は、「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」より抜粋したものです。

指定事業者としての業務とはそぐわないものも含まれていますが、実際にどのような取組みができるかをご検討される際の参考にしてください。